

令和 2 年

第 1 1 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 2 年 9 月 7 日

前橋市農業委員会

令和2年 第11回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和2年9月7日 午後1時57分
- ・閉会日時 令和2年9月7日 午後3時30分
- ・開催場所 市庁舎3階31会議室

・出席委員（24人）

1番 松田 智之	2番 小池 真澄	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一
5番 阿久津 昌枝	6番 井田 健	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄
9番 関 けい子	10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	12番 下田 将文
13番 矢端 晴美	14番 奥野 和子	15番 松島 敏男	16番 星野 和幸
17番 小堀 清	18番 関根 由彦	19番 澁澤 聖一	20番 青木 朱美
21番 深町 富士雄	22番 須田 一男	23番 石村 利夫	24番 江原 弘

・事務局出席者

事務局長 本間 達雄	副参事 片貝 早苗	補佐 瀬戸 浩	副主幹 深澤 直純
主任 井上 一則	主任 坂本 憲昭	主事 小池 雪乃	臨時職員 宮田 厚子

・付議事件

- （1）議案第49号 令和3年度市農業施策等に関する意見について
- （2）議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について
- （3）議案第51号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（4条）
- （4）議案第52号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- （5）議案第53号 農地一時転用許可期限延長願について（5条）
- （6）議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請について
- （7）議案第55号 農業法第5条の規定による許可申請について

・協議事項

- （1）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）現況証明交付状況について
- （5）農地法第4条、第5条の規定による意見聴取結果について

本間局長	それでは、全員おそろいになりましたので、これから令和２年第１１回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者及び遅刻の通告者はいらっしゃいません。したがって、在任委員２４人全員の出席であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。開会に先立ちまして、深町会長からご挨拶をお願いいたします。
深町会長	◇（挨拶）
本間局長	会議規則第５条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、深町会長よりお願いいたします。
議長	《深町会長、議長に就任》 それでは、令和２年第１１回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会議規則第２５条第３項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。５番 阿久津昌枝委員、６番 井田 健委員をお願いいたします。 それでは議事に入ります。議案第４９号・令和３年度市農業施策等に関する意見について、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
坂本主任	◇（資料説明） １番農業用施設の償却資産税の減免等について、前回は、新型コロナウイルスの影響を受けた農家を肉牛、酪農、花卉農家と限定していましたが、委員さんからの意見を踏まえて、畜産農家及び施設園芸農家と変更しました、２番豚熱ワクチン接種手数料の減免について、内容的に前回と変更はありません、３番有害鳥獣による被害対策について、アライグマ等の小型獣に対しての電気柵設置についても、補助対象に加えられるようにしたほうがよいのではないかとの意見がありましたので追加しました、４番認定農業者への支援について、内容的に前回と変更はありません、５番野ネズミ対策について、前回の総会で、野ネズミの被害があるということを認識してもらったほうがよいとの意見がありましたので、テーマを追加しました。１０月１日の意見書を提出する時の農業委員会からの出席者ですが、会長、職務代理、当日各意見文を読んでいただく委員さんは、１番については２番委員、２番については１番委員、３番については１番委員、４番については１番委員、５番については１番委員をお願いしたいと思います。事務局からの説明は以上です。
議長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
１７番委員	３番の有害鳥獣の件ですが、地元の猟友会の方と話す機会がありましたので伺ったところ、イノシシが電気柵をくぐる方法を覚えて、後ろ向きで侵入するそうです。鼻に当たらないと衝撃がないので電気柵を素通りしてしまうとのことです。電気柵だけでは駄目なので、シカとイノシシ共通の鉄の網の柵が量販店で売っていますので、試しに使ってみましたら効果があったそうです。補助対象に追加していただけるよう提案し、報告させていただきます。
議長	市販されているのですか。
１７番委員	はいそうです。
坂本主任	１７番さんから資料をいただきました。シカとイノシシ用のネットで、フェンスなどの電気柵以外の侵入防護柵です。
議長	ダブルで張るということですか。
坂本主任	電気柵を設置し、さらにこの防護ネットを設置するのではなく、この防護ネット柵単独でもよいということですか。単独で補助対象に追加していただけないかということですね。

17番委員	はいそうです、かなり有効との話を伺っていますので、補助していただければより効果的な防除ができるのではないかと思います。
議長	電気柵だけでなく、紹介の防護ネットも付け加える提案でしょうか。
17番委員	はいそうです。お願いします。
議長	文書については事務局にお願いし、付け加えることでよろしいのでしょうか。 ◇（賛成の声あり）
18番委員	5番について、昨年、野ネズミ対策と畦畔焼却をセットで提出しました。農業委員会で考えた意見文を読んだところ、「だめです。」との回答でした。県の条例ですることは無理かと思いますが、規制緩和を認めてもらえればと思います。
議長	前回の「だめだ。」というのは、焼却のことですか。
18番委員	はい。だめだということはわかっていますが、これだけ要望がありますので。規制緩和に向けて、市でも動いていただけないかくらいは要望してもよいのではないのでしょうか。
議長	5番の要望に、畦畔焼却を付け加えたいですが難しいのでは。その他の話の中で言っていたらと思います。
本間局長	当日意見交換の場があるかと思いますので、その場で発言していただければと思います。
議長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。令和3年度市農業施策等に関する意見について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙手）
議長	全員賛成でありますので、議案第49号・令和3年度市農業施策等に関する意見については、原案にネット防護等を加えることに決定いたします。 次に、議案第50号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から8番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
小池主事	◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、耕作面積等を朗読、説明） 整理番号5番について、耕作面積40a未満ですが、申請地は隣接地と一体でないで使用できない場所にあるため、農地法施行令第2条第3項第3号により、40a未満でも農地取得可能な案件です。 以上、整理番号1番から8番までは、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。
議長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
18番委員	整理番号6番について、譲受人と譲渡人はどのような関係でしょうか。
小池主事	代理人に確認いたしましたところ、同級生とのことで親戚ではないそうです。
18番委員	特別な関係は無く2,000㎡贈与したいのですか。
小池主事	はい。
議長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から8番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙手）
議長	全員賛成でありますので、議案第50号・農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から8番までを許可とすることに決定いたします。 次に、議案第51号・農地法の規定による許可後の計画変更申請（4条許可）について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹	◇（議案書、地目、面積、転用目的、変更内容を朗読、説明）
議長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 賛成多数でありますので、議案第５１号・農地法の規定による許可後の計画変更申請（４条許可）については、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。 次に、議案第５２号・農地法の規定による許可後の計画変更申請（５条許可）について、整理番号１番、２番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、変更内容を朗読、説明）
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番、２番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第５２号・農地法の規定による許可後の計画変更申請（５条許可）については、整理番号１番、２番を承認とすることに決定いたします。 次に、議案第５３号・農地一時転用許可期限延長願（５条許可）について、整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹	◇（議案書、地目、面積、延長期限等を朗読、説明）
議 長	県の中中部農業事務所発注の水利施設の工事に係る延長申請です。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第５３号・農地一時転用許可期限延長願（５条許可）については、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。
深澤副主幹	次に、議案第５４号・農地法第４条の規定による許可申請について、整理番号１番から５番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
議 長	◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的を朗読、説明） 以上、整理番号１番から５番までは農地法第４条第６項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から５番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 賛成多数でありますので、議案第５４号・農地法第４条の規定による許可申請については、整理番号１から５番までを許可とすることに決定いたします。 次に、議案第５５号・農地法第５条の規定による許可申請について審議に入りますが、整理番号２５番については、申請関係者に議席番号２４番委員が該当しますので、２４番委員の退室をお願いします。

深澤副主幹	それでは始めに、整理番号２５番について、事務局の説明をお願いします。 ◇（議案書、地目、面積、契約内容、転用目的を朗読、説明）
議 長	なお、整理番号２５番については、農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
16番委員	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
深澤副主幹	600㎡まではよいのですか、500㎡ではないのですか。
議 長	除外の関係で基本は500㎡ですが、進入路等、場合によっては面積を拡大しても大丈夫です。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号２５番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第５５号・農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号２５番を許可とすることに決定いたします。
深澤副主幹	それでは、議席番号２４番委員の入室を許可します。 次に、議案第５５号・農地法第５条の規定による許可申請について、整理番号１番から２４番まで、２６番から４７番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的を朗読、説明） 整理番号１４番について、面積が小さいですが、７月に隣接地転用済土地と一体利用です。整理番号４２番については、開始期間が来年度で申請が早いと相談いたしましたところ、社内で意思決定をするのに期間が必要なためということでした。
議 長	以上、整理番号１番から２４番まで、２６番から４７番までについては、農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議 長	なお、整理番号２８番、３２番、３３番、３８番、３９番、４５番から４７番までについては、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
14番委員	整理番号５条の２８番、現地・面接調査案内図１ページから７ページをご覧ください。申請地は赤城の大鳥居から南東90mに位置し、都市計画法の用途地域内にある第３種農地です。面接には、譲受法人代表者、仲介の方、代理人の行政書士の方が来られました。不動産業を営んでいる譲受法人の伯父が、東側でホテルを営んでおり、そのホテルの駐車場として当地を取得転用したいとのこと。しかし、そのホテルは現在休業中、コロナ禍で再開も未定だそうです。被害防除等は確認できましたが、利用目的、必要性和確実性が確認できませんでしたので、４日までに詳細理由の提出をお願いいたしました。調査班としては、必要性和確実性が確認できませんでしたので、保留と判断いたしました。
（２班班長）	整理番号５条の３２番、３３番、現地・面接調査案内図３２番は８ページから１５ページ、３３番は１６ページから２３ページをご覧ください。整理番号３２番と３３番の譲受法人は同族会社ということです。面接には、譲受法人の代表者と行政書士の方が来られました。現地申請地は地続きであり、利用目的も同一でありますので、一括して報告いたします。申請地は、前橋市大胡支所から北西約470mに位置し、東側は普通河川、南側は田、北と西側は段差が３mから５mある道路に囲まれた、都市計画法の用途地域内にある第３種農地です。譲受法人の事業内容は、前橋市内、高崎市内を中心に業績を伸ばしてきた土木会社です。今般、残土処理置場が不足し、候補地を探していたところ、当申請地を譲っていただけることとなりました。２社合わせて従業員は２８人、売上高は各３億です。道路の高さまで残土を入れる予定で、量は年4,000㎡です。搬入には９年間を要し、その後の利用目的は

今のところ未定です。法面の処理をし、周りの農地に迷惑をかけないようにし、トラックの出入進入口の安全対策等は十分に配慮するとのことです。調査班としては、確実性、実効性が確認できたことから許可相当と判断いたしました。

整理番号5条の38番、現地・面接調査案内図24ページから32ページをご覧ください。申請地はぐんまフラワーパークから北約1.4km、赤城神社から南約1.6kmの距離にあり、周囲を山林や畑に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には譲受法人の方3人と、代理人の行政書士の方が来られました。譲受法人は、電気通信事業を行っていますが、4、5年前より再生可能エネルギー事業に参入、当申請地を計画変更申請により当初計画者より権利を購入しました。譲受法人は、太陽光施設を県内外に所有し、今回の年間電力売上は3,400万円を見込んでいるとのことです。管理は管理会社に依頼、雨水処理は貯水槽を設置、周りにはフェンスを付け、照明は付けないとのことです。景観条例については市と協議をし、支障のないようにいたします。調査班としては、被害防除対策が取られており、確実性、実効性が認められましたので許可相当と判断いたしました。

整理番号5条の39番、現地・面接調査案内図33ページから39ページをご覧ください。申請地は、前橋市宮城支所から西南西約1kmに位置し、北側は道路、東側と南側は雑種地、西側は宅地と畑に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には譲受人と代理人の行政書士の方が来られました。申請理由は、譲受人が役員を努める会社の事業拡大に伴い、鉄骨等の資材置場が不足となってきたため、土地を探していたところ、当申請地を譲っていただけることになり、譲受人が取得し、会社に賃借することになりました。除草して整地、車両道は砂利を敷き、北側と南側にフェンス、門扉を付け、雨水は自然浸透です。調査班としては、被害防除対策等も確認できましたので、許可相当と判断いたしました。

整理番号5条の45番から47番、現地・面接調査案内図40ページから53ページをご覧ください。申請地は県立前橋南高校から南南西約900mに位置し、東側は県道前橋・長瀬線、南側は県道高崎・駒形線に接し、他方向は畑や宅地雑種地等に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には、譲受法人である会社の代表者と代理人の不動産管理会社の方が来られました。今年の4月に、面接調査を行いました。今回、店舗のオープン（11月12日）に伴い、一時的なお客様と従業員の駐車場が必要になったところ、土地所有者様より、当申請地を貸していただける旨、承知が得られましたので、一時転用の許可申請をします。北側の田は、稲刈り後土木シートを敷き、砂利を入れ、出入は建物から、西の畑はそのままの状態で使用、終了後は農地に復元し、所有者に返すとのことです。周りの農地にも迷惑をかけないようにし、交通渋滞等にも充分注意するということですので、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

議長

ご意見、ご質問をお受けする前に暫時休憩といたします。

(※休憩)

議長

再開します。

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

20番委員

整理番号28番について、計画性、必要性を考え、駐車場がどのように有効に使われるかわかりません。班長からの報告のとおり、整理番号28番は保留とすることに異議ありません。

6番委員

整理番号45番から47番について、オープンに伴い一時的なお客様の駐車場が必要との

	ことですが、業績が順調な場合、期間の延長ということもあるのでしょうか。
議 長	期間延長の申請ができます。農振農用地区域内の一時転用は最長３年間です。その他、ご意見等ございませんか。
１９番委員	整理番号１７番について、目的が太陽光発電施設で売買、譲受人が県外の方ですが許可になるのですか。
議 長	事務局の説明をお願いします。
深澤副主幹	申請地は白地の３種農地で、土地計画法の用途地域内ですので、転用に制限がありません、住所等近くになくても許可になる案件と考えております。
１９番委員	分かりました。
１６番委員	整理番号３８番について、以前許可になりましたが、太陽光発電施設の設置ができず、新たな譲渡法人にということですが、譲渡法人は他の土地もあるのですか。土地を確保しても設置できないパターンで、安く農地を買って作らず転売するという事はないですか。譲渡法人が、今回の申請地以外に土地を確保し、太陽光発電を行っている場所はあるのですか。
１４番委員	現地・面接調査時にどのくらい所有しているのか、質問はしませんでした。
瀬戸補佐	現地・調査案内図２９ページをご覧ください。申請地の北の山林と南の山林・宅地は譲渡法人所有が太陽光発電をするため買った土地で、そこと一体で譲渡法人に売ることになっています。確実性はあると判断いたしました。
１６番委員	譲渡法人が作るかどうかではなく、譲渡法人が作る予定がないのに農地を買っていないかです。他で太陽光発電をされているのか確認したいのですが。
瀬戸補佐	近くに所有しているかどうか審査をしております。
１６番委員	現在、譲渡法人が他に買いたい旨の話はないですか。
瀬戸補佐	そのような話は聞いておりません。
１６番委員	分かりました。
１７番委員	今の関連ですが、転売かどうか１６番委員は質問していると思いますが、事務局はそれを否定することはできますか。
議 長	太陽光発電施設は、場所により、実行できない場合は不許可になりますが、今回の転用目的事業内容も前回と同じですので、不許可になる要件には該当しないと思われます。
１７番委員	申請地は大変安く買われていると思います。
２４番委員	相対で話しあって決めたことです。
瀬戸補佐	申請書に認定の変更書も付いていますので、確実に実行されると思います。
１７番委員	分かりました。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。
７番委員	整理番号３２番、３３番について、９年にわたり膨大な残土を埋めるわけですが、良質の残土を埋めるとのことですが、この間、市で抜きうちの調査はするのですか。
瀬戸補佐	埋土を行う場合、市の土砂条例があり、市の廃棄物対策課に照会しています。成分分析やどちらから運ばれるのか等の報告義務がございますので、廃棄物対策課の残土条例でチェックをしています。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号２８番を保留とし、整理番号１番から２４番まで、２６番、２７番、２９番から４７番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第５５号・農地法第５条の規定による許可申請について

は、整理番号28番を保留とし、整理番号1番から24番まで、26番、27番、29番から47番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、協議事項（１）、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹

相続税納税猶予の特例の適用を受けた後、農業経営を20年間継続したとして、本年度中に当該猶予税額の免除が見込まれる事案について、前橋税務署長から「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」の照会がありました。

今回の調査対象者1人の特例農地の状況について、事務局職員が、対象農地全13筆を8月27日に現地確認を実施し、12筆につきましては、水稻の作付け、サトイモの作付け、他は耕運されて管理されていました。1筆につきましては、除草、耕運がされてない状態でした、この1筆につきましては、解消されることで20年間の猶予が受けられますので、ご本人に連絡を取りましたが、除草、耕運をする予定はないとのことです。税務署からの通知も了解していますので、1筆につきましては除草、耕運してない状態と報告させていただきたいと思います。つきましては、その内容で税務署へ回答してよろしいか、協議をお願いいたします。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

18番委員

1筆につきましては、どのような理由で除草してないのですか。

井上主任

8月27日に現地確認いたしました。他の筆につきましては通路があり、直接農地に入ることができますが、この1筆につきましては、他の筆よりかなり低く、通路がない状態です。今までは、近隣の土地を通過して、耕運、草刈りをしていたそうですが、近隣の方が亡くなり、代が替わり、相続された方とは交流がなく、通れないため、今は管理をしていないそうです。この1年は現地にも行ってないそうです。税務署に現状を報告する旨を伝えたところ、かまわないとのことでした。

18番委員

現状を報告したら、今後猶予がなくなることを承知しているのですか。

井上主任

はい、承知されています。

深澤副主幹

農業委員会に届いた通知書と同じ通知書がご本人様にも郵送され、ご本人様もどのように使われているか税務署に報告し、双方から提出された報告書を突き合せ、税務署が調査します。

24番委員

1筆だけ今除草すれば猶予されるのにもったいないですね。

深澤副主幹

農業委員会でも説明いたしました、ご本人がそのままでよいとのことです。今年20年最後の報告ですが、今までは3年ごとに税務署に、管理されていると報告されています。税務署に相談したところ、現況そのまま報告してくださいとのことです。最終的には税務署の判断になります。

議 長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、報告のあったとおりの内容で、確認書を税務署に提出することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、協議事項（１）、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認については、ただいまの報告内容による確認書を税務署に提出することに決定いた

します。

次に、29ページから43ページまでの報告事項ですが、報告事項（１）から（４）までの内容は、

- | | |
|---------------------------|-----|
| （１）法第４条の届出書の受理状況 | 6件 |
| （２）法第５条の届出書の受理状況 | 19件 |
| （３）法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況 | 12件 |
| （４）現況証明交付状況 | 1件 |

報告事項（５）は、８月総会において許可とした法第５条の農地転用３件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（閉会午後３時３０分）

議長

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年9月7日

議 長

署名人

署名人